

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文目次

一	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）	1
二	排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）	31
三	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	33

改正案

現行  
（MARPOL条約対応改正後）

（海洋施設）

（海洋施設）

第一条の六（略）

第一条の六（略）

2 油並びに法第十条第二項第三号及び第五号に定める廃棄物（法第十八条第二項第一号及び第二号に定める廃棄物を除く。）に係る法第十八条第一項の規定、法第十九条の規定並びに法第十九条の二第一項に規定する海洋施設発生廃棄物（第十一条の三第一号に掲げる廃棄物を除く。）に係る法第十九条の二及び第十九条の二の二の規定の適用については、海域にある鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（廃水及び鉱さいの排出に関しては、同項ただし書の附属施設を含む。）は、海洋施設ではないものとする。

2 油及び法第十条第二項第四号に定める廃棄物（法第十八条第二項第一号及び第二号に定める廃棄物を除く。）に係る法第十八条第一項の規定、法第十九条の規定並びに法第十九条の二第一項に規定する海洋施設発生廃棄物（第十一条の二第一号に掲げる廃棄物を除く。）に係る法第十九条の二及び第十九条の二の二の規定の適用については、海域にある鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（廃水及び鉱さいの排出に関しては、同項ただし書の附属施設を含む。）は、海洋施設ではないものとする。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第四条の二 法第十条第二項第三号の政令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

- 一 熱しやく減量十五パーセント以下の状態にしたもの及び無機性のもの（船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外の油等を焼却したもの、水底土砂及び廃プラスチック類を除く。）
- 二 植物性のもの（木くずにあつては、最大径おおむね十五センチ

メートル以下に破碎し、又は切断したものに限る。)及び動物性のもの

三 汚水(その水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く。)

2 法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。

4 別表第三上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、その排出方法に関する基準が同表第一号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第二号に定めるところにより行うよう努めなければならない。

一 当該廃棄物ができる限り速やかに海底に沈降し、かつ、堆積するよう必要な措置を講ずること。

二 当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずること。

5 別表第三上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

(埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準)

(埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準)

第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第四号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 水底土砂で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）別表第三の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土砂」という。）及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去されたものうち熱しやく減量二十パーセント以上の状態であるもの（以下「指定水底土砂」という。）以外の水底土砂、金属くず（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ（一）に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの及び同号イ（一）に規定する廃容器包装を除く。）その他環境大臣が指定する廃棄物をこれらの廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第三号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 水底土砂（海洋又は海洋に接続する公用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。以下同じ。）で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）別表第三の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土砂」という。）及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去されたものうち熱しやく減量二十パーセント以上の状態であるもの（以下「指定水底土砂」という。）以外の水底土砂、金属くず（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ（一）に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの及び同号イ（一）に規定する廃容器包装を除く。）その他環境大臣が指定する廃棄物をこれらの廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

二丁十六 (略)

2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）としや断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一～五 (略)

3 前項各号に掲げる廃棄物のうち次の表の上欄に掲げるものを埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、前項に定めるもののほか、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該埋立場所等に余水吐きが設けられていない場合には、同表第一号及び第三号の上欄に掲げる廃棄物についてはそれぞれ同表第一号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げる排出方法に関する基準は、適用しないものとする。

(略)

二丁十六 (略)

2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）としや断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一～五 (略)

3 前項各号に掲げる廃棄物のうち次の表の上欄に掲げるものを埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、前項に定めるもののほか、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該埋立場所等に余水吐きが設けられていない場合には、同表第一号及び第三号の上欄に掲げる廃棄物についてはそれぞれ同表第一号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げる排出方法に関する基準は、適用しないものとする。

(略)

4・5 (略)

(海域において排出することのできる水底土砂の基準)

第六条 法第十条第二項第五号口の政令で定める基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 特定水底土砂
- 二 指定水底土砂
- 三 前条第二項第四号に規定する水底土砂
- 四 前条第二項第五号に規定する水底土砂

第七条 削除

4・5 (略)

(海洋において処分することがやむを得ない廃棄物)

第六条 法第十条第二項第四号の政令で定める海洋において処分することがやむを得ない廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

- 一 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常活動に伴い生ずる廃棄物のうち熱しやく減量十五パーセント以下の状態にしたもの及び無機性のもの(船舶の通常活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物(以下「油等」という。))以外の油等を焼却したもの、水底土砂及び廃プラスチック類を除く。
- 二 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常活動に伴い生ずる廃棄物のうち植物性のもの(木くずにあつては、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、又は切断したものに限る。))及び動物性のもの
- 三 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常活動に伴い生ずる汚水(その水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く。)
- 四 しゅんせつ活動その他の船舶の通常活動に伴い生ずる水底土砂のうち、前条第二項第四号に掲げる水底土砂以外のもの(特定水底土砂及び同項第五号に掲げるものにあつては、国土交通大臣が定めるところにより固型化したものに限る。)

(海洋を投入処分の場所とすることができる廃棄物等の排出海域等に関する基準)

第七条 法第十条第二項第四号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ

れ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれ<sup>の</sup>の廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。

3 別表第三上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に規定する集中式排出方法、同号下欄イ及びロに掲げる要件に適合する排出方法、同号下欄イ及びハに掲げる要件に適合する排出方法又は同号下欄八に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が同表第三号下欄に規定する拡散式排出方法又は同号下欄ロに掲げる要件に適合する排出方法であるときは第二号に定めるところにより行うよう努めなければならない。

一 当該廃棄物ができる限り速やかに海底に沈降し、かつ、堆積するよう必要な措置を講ずること。

二 当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずること。

4 別表第三上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

(本邦周辺海域)

第八条 法第十条第二項第七号の政令で定める本邦の周辺の海域は、本邦の領海の基線から二百海里の線（その線が中間線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第二項に

(本邦周辺海域)

第八条 法第十条第二項第五号の政令で定める本邦の周辺の海域は、本邦の領海の基線から二百海里の線（その線が中間線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第二項に

規定する中間線をいう。)を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。( )の内側の海域とする。

## 第九条 削除

(海洋施設から排出する油の排出方法に関する基準)

第十条 油を海洋施設から排出する場合における法第十八条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一立方センチメートル未満であるようにして排出することとする。

(海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等に関する読替え)

第十一条の二 法第十八条の二第三項の規定による技術的読替えは、

規定する中間線をいう。)を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。( )の内側の海域とする。

(船舶からの排出につき確認を要する廃棄物)

第九条 法第十条第三項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

- 一 廃棄物処理令第三条第四号イ(3)に掲げる廃棄物
- 二 第六条第四号に掲げる水底土砂のうち特定水底土砂及び第五条第二項第五号に掲げるもの
- 三 最大径十二メートル以上の廃棄物

(海洋施設から排出する油又は廃棄物の排出方法に関する基準)

第十条 油又は法第十条第二項第四号に定める廃棄物(第九条に規定する廃棄物を除く。)を海洋施設から排出する場合における法第十八条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 油にあつては、油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一立方センチメートル未満であるようにして排出すること。
  - ・一立方センチメートル未満であるようにして排出すること。
- 二 廃棄物(水底土砂を除く。)にあつては、船舶に移載した上で当該船舶から第五条又は第七条に規定するところにより排出すること。
- 三 水底土砂にあつては、環境省令で定める海洋を汚染するおそれがある排出方法以外の排出方法により排出すること。

次の表のとおりとする。

		法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第十条の六第二項	前項	第十八条の二第二項	
	第十条の六第四項から第七項まで	第一項	第十八条の二第二項	
	第十条の七	前条第一項	第十八条の二第二項	
		第十条の十一	第十八条の二第三項 において準用する第十 条の十一	
	第十条の八	第十条の六第一項	第十八条の二第一項	
	第十条の九第一項	第十条の六第一項	第十八条の二第一項	
		同条第二項第四号	同条第三項において 準用する第十条の六 第二項第四号	
次条第一項			第十八条の二第三項 において準用する次	



		第十條の十二第二項			
	前條第一項	第十條の七第一号又は第三号	前項	それぞれ第十條の六第一項	同條第二項第三号の 実施計画又は第十條 第二項第六号の環境 大臣が定める基準
準用する第十條の六 第二項第三号	第十八條の二第三項 において準用する前 條第一項	同條第三項において 準用する第十條の七 第一号又は第三号	第十八條の二第二項	同條第一項	同條第三項において 準用する第十條の六 第二項第三号の実施 計画（この計画につ いて第十八條の二第 三項において準用す る第十條の十第一項 の許可を受けたとき は、変更後のもの）

第十条の十二第三項	船舶内	海洋施設内
第十条の十二第四項	前三項	第十八条の二第二項及び前二項

(海洋施設発生廃棄物)

第十一条の三 (略)

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の四 (略)

(船級協会等の登録の有効期間)

第十一条の五 (略)

(外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用)

第十一条の六 (略)

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の七 (略)

第十一条の八 (略)

(船舶において焼却することが禁止される油等)

第十二条 法第十九条の二十六第一項の政令で定める油等は、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁る

(海洋施設発生廃棄物)

第十一条の二 (略)

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の三 (略)

(船級協会等の登録の有効期間)

第十一条の四 (略)

(外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用)

第十一条の五 (略)

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の六 (略)

第十一条の七 (略)

(船舶又は海洋施設において焼却することが禁止される油等)

第十二条 法第十九条の二十六第一項の政令で定める油等は、次に掲げるものとする。

う活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるものとする。ただし、第五号に掲げるものにあつては、法第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却する場合を除く。

- 一 ばら積みの液体貨物として輸送される油、有害液体物質等若しくはばら積み以外の方法で貨物として輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質の残留物又は当該残留物が染み込み、若しくは付着したものの
- 二 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたもの
- 三 鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）
- 四 ハロゲン化合物を含む精製された油又は当該油が染み込み、若しくは付着したものの
- 五 ポリ塩化ビニル（漁網その他の製品であつて、ポリ塩化ビニルを含むものを含む。）

一 船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるもの。ただし、ホに掲げるものにあつては、法第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却する場合を除く。

- イ ばら積みの液体貨物として輸送される油、有害液体物質等若しくはばら積み以外の方法で貨物として輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質の残留物又は当該残留物が染み込み、若しくは付着したものの
- ロ ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたもの
- ハ 鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）
- ニ ハロゲン化合物を含む精製された油又は当該油が染み込み、若しくは付着したものの
- ホ ポリ塩化ビニル（漁網その他の製品であつて、ポリ塩化ビニルを含むものを含む。）
- 二 船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等を除く油等であつて、廃棄物処理法第二条第四項に規定する廃棄物（環境大臣が指定するものを除く。）

（船舶又は海洋施設において焼却することができる油等の焼却海域等に関する基準）

第十三条及び第十四条 削除

第十三条 法第十九条の二十六第五項の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、別表第四上欄に掲げる油等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定による焼却海域又は焼却方法に関する基準を異にする二以上の油等が混合している場合には、当該二以上のそれぞれの油等につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。

3 別表第四上欄に掲げる油等を同表中欄に掲げる焼却海域に関する基準に従つて焼却する場合においても、次に掲げる場所を避けるよう努めなければならない。

- 一 沿岸の陸域における生活環境に支障を及ぼすおそれがある場所
- 二 水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所
- 三 輸送活動、漁ろう活動、レクリエーション活動その他の海洋における活動に係る環境の保全に支障を及ぼすおそれがある場所

(船舶又は海洋施設における焼却につき確認を要する油等)

第十四条 法第十九条の二十六第六項の政令で定める油等は、別表第四上欄に掲げる油等(同表第六号上欄に掲げる廃棄物のうち同号中欄の環境大臣が指定する海域において焼却するものを除く。)とする。

(海洋施設内において生ずる不要な油等)

第十五条 法第十九条の二十六第五項第一号の政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等は、海底及びその下における鉱物資源の掘削その他の当該海洋施設の通常の活動に伴い生ずる不要な油等とする。

(海洋施設内において生ずる不要な油等)

第十五条 法第十九条の二十六第十項第一号の政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等は、海底及びその下における鉱物資源の掘削その他の当該海洋施設の通常の活動に伴い生ずる不要な油等とする。

(海洋施設廃棄の許可等に関する読み替え)  
 第十六条 法第四十三条の四の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条の六第三項	前項	第四十三条の二第二項
	廃棄物	海洋施設
第十条の六第四項	第一項	第四十三条の二第一項
	第二項	同条第二項
第十条の六第五項	第一項	第四十三条の二第一項
	廃棄物の排出	海洋施設の廃棄
第十条の六第六項及び第七項	第一項	第四十三条の二第一項

(船舶等の廃棄の規制)

第十六条 法第四十三条第一項ただし書の政令で定める廃棄海域に関する基準は、当該海域が、水深千五百メートル以上の海域であること又は水深千五百メートル未満の海域のうち海洋を汚染するおそれがないと認めて国土交通大臣が指定する海域であることとする。

2 法第四十三条第一項ただし書の政令で定める廃棄方法に関する基準は、当該船舶、海洋施設又は航空機（以下「船舶等」という。）から残油その他の当該船舶等の内部にある物が流出せず、かつ、当該船舶等の全部又は一部が浮上し、又は移動しないような方法で海底に沈めることとする。



				第十條の十四第四項	
				第十條の十一	
			前條第一項	第十條の六第一項	第十條の七及び第十條の八
		廃棄物	海洋施設	第十條の六第一項	に第四十三條の四において準用する第十條の六第三項から第七項まで、第十條の七及び第十條の八第二項
				第十條の七第一号又は第三号	に第四十三條の四において準用する第十條の七第一号又は第三号
				第十條の七第一号又は第三号	に第四十三條の四において準用する第十條の七第一号又は第三号

( 廃棄につき確認を要する船舶等の大きさ )

第十七条 削除

(排他的経済水域等における適用関係)

第十七条の二 法第五十一条の五の規定の適用により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。)の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一条の七第二項第二号及び第十一条の八第二項中「無機酸」とあるのは、「第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。)の船舶(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。)が国籍を有する国の法令で定める無機酸その他の大気の汚染の原因となる物質」と、第十二条第三号中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物(電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。)」とあるのは、「第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で定める重金属」とする。

2 (略)

別表第三(第四条の二関係)

第十七条 法第四十三条第二項の政令で定める大きさは、最大径十二メートルとする。

(排他的経済水域等における適用関係)

第十七条の二 法第五十一条の五の規定の適用により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。)の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一条の六第二項第二号及び第十一条の七第二項中「無機酸」とあるのは、「第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。)の船舶(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。)が国籍を有する国の法令で定める無機酸その他の大気の汚染の原因となる物質」と、第十二条第一号中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物(電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。)」とあるのは、「第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で定める重金属」とする。

2 (略)

別表第三(第七条関係)

		一 第四条の二第一項第 一号に掲げる廃棄物	廃棄物
		A 海域	排出海 域に關 する基 準
		イ 比重一・二以上の状態に して排出すること。 ロ 粉末のまま排出しないこ と。	排出方法に關する基準

三 廃棄物処理令第三条	二 廃棄物処理令第三条 第四号イ(1)及び(2) 並びに廃棄物処理 令第六条第一項第四号 イ(1)に掲げる廃棄 物(水底土砂及び次号 上欄に掲げるものを除 く。)	一 第六条第四号に掲げ る水底土砂のうち特定 水底土砂及び第五条第 二項第五号に掲げるも の並びに廃棄物処理令 第三条第四号イ(3) に掲げる廃棄物	廃棄物
C 海域	B 海域	A 海域	排出海 域に關 する基 準
拡散式排出方法(イからハまで	ハ 当該船舶の航行中に排出し ないこと。	次号上欄イ及びハに掲げる要件 に適合する排出方法により排出 すること。	排出方法に關する基準
	イ 比重一・二以上の状態にし て排出すること。 ロ 粉末のまま排出しないこ と。 ハ 当該船舶の航行中に排出し ないこと。	集中式排出方法(イからハまで に掲げる要件に適合する排出方 法をいう。)により排出するこ と。	

<p>二 第四条の二第一項第 二号に掲げる廃棄物の</p>	
<p>A 海域</p>	
<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>	

<p>五 第六条第二号に掲げる廃棄物のうち植物性</p>	<p>四 第六条第一号に掲げる廃棄物</p>	<p>第四号イ(2)に掲げる廃棄物のうち液状のもの、廃棄物処理令第六条第一項第四号イ(1)に掲げる汚泥のうち有機性のもの及び水溶性のもの、同号イ(2)から(4)までに掲げる廃棄物、南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)第十六条第四号に規定する汚泥並びに指定水底土砂(特定水底土砂並びに第五条第二項第四号及び第五号に掲げるものを除く。)</p>
<p>C 海域</p>	<p>C 海域</p>	
<p>第三号下欄口に掲げる要件に適合する排出方法により排出する</p>	<p>第二号下欄イ及びロに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。</p>	<p>に掲げる要件に適合する排出方法をいう。( )により排出すること。 イ 海面下に排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 ハ 一時間当たりの排出量が二千立方メートル以下となるように排出すること。</p>

うち植物性のもの	<p>三 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物のうち動物性のもの（次号上欄に掲げるものを除く。）</p>	B 海域	排出方法は、限定しない。
<p>四 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物のうち動物性のもの（生鮮魚及びその一部に限る。）及び同項第三号に掲げる廃棄物のうちその水質が国土交通省令・環境省令で定める基準に適合しない貨物艀の洗浄水</p>	C 海域	排出方法は、限定しない。	
<p>五 第四条の二第一項第三号に掲げる廃棄物（前号上欄に掲げる貨物艀の洗浄水を除く。）</p>	D 海域	排出方法は、限定しない。	

のもの	<p>六 第六条第二号に掲げる廃棄物のうち動物性のもの（次号上欄に掲げるものを除く。）</p>	D 海域	排出方法は、限定しない。
<p>七 第六条第二号に掲げる廃棄物のうち動物性のもの（生鮮魚及びその一部に限る。）及び同条第三号に掲げる廃棄物のうちその水質が国土交通省令・環境省令で定める基準に適合しない貨物艀の洗浄水</p>	E 海域	排出方法は、限定しない。	
<p>八 水底土砂（特定水底土砂、指定水底土砂並</p>	F 海域	<p>イ 水底土砂にあつては、第二号下欄八に掲げる排出方法に</p>	



一 この表において、「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第一号及び第二号にあつては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

イハ (略)

東経百四十四度の点、北緯三十二度東経百四十一度の点、北緯三十二度三十分東経百四十一度の点及び北緯三十四度五十分東経百四十四度の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域

八 北緯三十度三十分東経百三十九度の点、北緯三十度五分東経百三十九度の点、北緯三十度五十分東経百三十五度の点、北緯二十九度五分東経百三十二度の点、北緯三十一度十五分東経百三十五度の点及び北緯三十度三十分東経百三十九度の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域

二 北緯二十四度二十分の線、東経百二十八度二十分の線、北緯二十四度の線及び東経百二十八度の線によつて囲まれた海域

ホ 北緯三十六度二十四分東経百三十一度三十五分の点、北緯三十六度八分東経百三十一度二十一分の点、北緯三十六度十四分東経百三十一度十一分の点、北緯三十六度三十分東経百三十一度二十五分の点及び北緯三十六度二十四分東経百三十一度三十五分の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域

ヘ 北緯四十三度三十分東経百三十八度三十五分の点、北緯四十二度十分東経百三十七度十五分の点、北緯四十二度十分東経百三十六度五十三分の点、北緯四十二度二十六分東経百三十六度四十七分の点、北緯四十三度三十分東経百三十八度五分の点及び北緯四十三度三十分東経百三十八度三十五分の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域

三 この表において、「C海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第四号及び第五号にあつては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

イハ (略)

- 二 この表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。
- イ〜ハ（略）
- 二 第四号の環境大臣が指定する海域
- 三 この表において「C海域」とは、次に掲げる海域以外の海域をいう。
- イ・ロ（略）
- 四 この表において「D海域」とは、すべての海域（本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く。）をいう。

- 四 この表において「D海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。
- イ〜ハ（略）
- 二 第六号の環境大臣が指定する海域
- 五 この表において「E海域」とは、次に掲げる海域以外の海域をいう。
- イ・ロ（略）
- 六 この表において「F海域」とは、すべての海域（本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く。）をいう。

別表第四（第十三条関係）

油等	焼却海域に関する基準	焼却方法に関する基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 廃駆除剤（廃棄物処理令第三条第四号イ）</li> <li>二（ハ）に規定する廃駆除剤をいう。以下同じ。（のうち鉛、ひ素、銅、亜鉛、ベリリ</li> </ul>	C海域	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 焼却設備の排出口から火炎及び環境省令で定める基準に適合しない黒煙を出さない焼却方法により焼却すること。</li> <li>ロ 焼却中の燃焼効率、火炎温</li> </ul>

<p>ウム、クロム、ニッケル若しくはバナジウム又はこれらの化合物を含むもの</p>	<p>一の二 南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成九年政令第二百四十四号）第一条第三号に規定する駆除剤のうち鉛、ひ素、銅、亜鉛、ベリリウム、クロム、ニッケル若しくはバナジウム又はこれらの化合物を含むものであつて南極地域の環境の保護に関する法律第三条第十二号に規定する廃棄物（以下「南極廃棄物」という。</p>
<p>ハ 焼却に伴つて生ずる排出ガス中に含まれるばいじんの量が環境省令で定める基準に適合する焼却方法により焼却すること。</p>	<p>Ｃ 海域（南極）を 除く。</p>
<p>度及び主要な燃焼室内における燃焼ガスの平均滞留時間が環境省令で定める基準に適合する焼却方法により焼却すること。</p>	<p>前号下欄に掲げる焼却方法により焼却すること。</p>

<p>（）であるもの</p>	<p>二 第一号上欄に掲げる        廃駆除剤以外の廃駆除        剤、廃エアコンディシ        ョナー、廃テレビジヨ        ン受信機又は廃電子レ        ンジに含まれるポリ塩        化ビフェニルを使用す        る部品（次号上欄に掲        げるものを除く。）並        びに環境省令で定める        基準に適合しない有機        塩素化合物を含む廃油        （法第三条第十三号に        規定する廃油をいう。        以下同じ。）及び環境        省令で定める基準に適        合しないトリクロロエ        チレン、テトラクロロ        エチレン、ジクロロメ        タン、四塩化炭素、一        ・二ジクロロエタン        、一・一ジクロロエ        チレン、シス 一・二        ジクロロエチレン、</p>
<p>Ｃ 海域</p>	
<p>イ 第一号下欄イに掲げる焼却        方法により焼却すること。        ロ 焼却中の燃焼効率、火炎温        度及び主要な燃焼室内におけ        る燃焼ガスの平均滞留時間が        環境省令で定める基準に適合        する焼却方法により焼却する        こと。</p>	

<p>一・一・一 トリクロロエタン、一・一・二 トリクロロエタン、一・三 ジクロロプロペン、テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)、二クロロ 四・六 ビス(エチルアミノ) (s) トリアジン(別名シマジン)、S 四 クロロベンジル=N・N ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)又はベンゼンを含む廃油</p>	<p>二の二 南極地域の環境の保護に関する法律施行令第二条第三号に規定する駆除剤(第一号の二上欄に掲げるものを除く。)であつて南極廃棄物であるもの及び廃エアコンディショナー、廃テレビジョン</p>
	<p>C 海域(南極海域を 除く。)</p>
	<p>イ 第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。 ロ 前号下欄ロに掲げる焼却方法により焼却すること。</p>

<p>受信機又は廃電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニルを使用する部品（南極廃棄物であるものに限り。）</p>	<p>三 廃油のうち鉛、ひ素、銅、亜鉛、ベリリウム、クロム、ニッケル、バナジウム若しくはセレン若しくはこれらの化合物又は六価クロム化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p>	<p>四 廃油のうちつ化物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び有機けい素化合物である廃油</p>	<p>五 前各号上欄に掲げる油等以外の油、有害液</p>
<p>C 海域</p>	<p>C 海域</p>	<p>C 海域</p>	<p>G 海域</p>
<p>イ 第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。</p> <p>ロ 第一号下欄八に掲げる焼却方法により焼却すること。</p>	<p>イ 第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。</p>	<p>第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。</p>	<p>第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。</p>

<p>体物質等及び廃棄物（次号から第八号までの上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>五の二 南極廃棄物（第一号の二及び第二号の二の上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>G 海域 （南極 海域を 除く。）</p>	<p>第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。</p>
<p>六 第一号から第四号までの上欄に掲げる油等以外の廃棄物（次号及び第八号の上欄に掲げるものを除く。）のうち環境大臣が指定するもの</p>	<p>G 海域 特定沿 岸海域 のうち 環境大 臣が指 定する 海域</p>	<p>第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。 イ 第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。 ロ 焼却に伴つて生ずる排出ガスが環境省令で定める基準に適合する焼却方法により焼却すること</p>	
<p>七 第十二条の環境大臣が指定する廃棄物</p>	<p>H 海域 のうち 環境大 臣が指</p>	<p>第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。</p>	

<p>八 第一号から第四号までの上欄に掲げる油等以外の油、有害液体物質等及び廃棄物（前号上欄に掲げるものを除く。）のうち環境大臣が指定するもの</p>	<p>H 海域</p>	<p>第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。</p>
<p>定する</p>	<p>海域</p>	

備考

- 一 この表において「C 海域」とは、別表第三備考第三号本文に規定するC 海域をいう。
- 二 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 三 この表において「G 海域」とは、次に掲げる海域以外の海域をいう。
  - イ 特定沿岸海域
  - ロ 第五号の環境大臣が指定する海域
- 四 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第一号に規定する特定沿岸海域をいう。
- 五 この表において「H 海域」とは、すべての海域（本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち、沿岸の陸域における生活環境に支障がある場所、水産動植物の生育に支障がある場所又は輸送活動、漁ろう活動、レクリエーション活動その他の海

洋における活動に係る環境の保全に支障がある場所と認めて環境大臣が指定する海域を除く。)をいう。

排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の適用関係）</p> <p>第三条 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項第三号の政令で定める廃棄物は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第四条の二第一項の規定にかかわらず、輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物（船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外の油等を焼却したもの、水底土砂及び廃プラスチック類を除く。）とする。</p> <p>2 特定外国船舶からの前項に掲げる廃棄物の排出についての法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、令第四条の二第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（略）</p>	<p>（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の適用関係）</p> <p>第三条 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項第四号の政令で定める海洋において処分することがやむを得ない廃棄物は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第六条の規定にかかわらず、次に掲げる廃棄物とする。</p> <p>一 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物（船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外の油等を焼却したもの、水底土砂及び廃プラスチック類を除く。）</p> <p>二 令第六条第四号に掲げる廃棄物</p> <p>2 特定外国船舶からの前項第一号に掲げる廃棄物の排出についての法第十条第二項第四号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、令第七条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 特定外国船舶からの第一項第二号に掲げる廃棄物の排出について</p>

の法第十条第二項第四号の排出方法及び排出海域に関し政令で定める基準は、令第七条第一項に定めるとおりとする。

改正案	現行
<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〇七（略）</p> <p>八 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること。</p> <p>九〇七（略）</p> <p>（安全基準課の所掌事務）</p> <p>第一百四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〇三（略）</p> <p>四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>五・六（略）</p> <p>（検査測度課の所掌事務）</p> <p>第一百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋</p>	<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〇七（略）</p> <p>八 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による要焼却確認廃棄物焼却設備、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>五・六（略）</p> <p>（検査測度課の所掌事務）</p> <p>第一百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による要焼</p>

汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること（安全基準課の所掌に属するものを除く。）。

三了六（略）

却確認廃棄物焼却設備、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること（安全基準課の所掌に属するものを除く。）。

三了六（略）